

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成29年2月）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にか かる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	製剤ラベル日付印刷機 数量：1式 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年2月7日	サトーヘルスケア株式会社 （広島県広島市安佐南区ミドリ 3丁目18番12号）	1,537,920円	当該機器の性能を有する機種を販売 しているメーカーはサトーヘルスケ ア株式会社のみであるため。 （日本赤十字社会計規則第36条第3 項）	
2	移動採血車用発電機 数量：1台 （香川県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年2月1日	株式会社ゼクセル販売四国 （香川県高松市国分寺町福 家甲1268番地18）	1,858,140円	当該機器の規格・性能を有する機種 を販売しているメーカー（オーナン 社製）を取り扱い、かつ香川県内で 故障時等において迅速に対応可 能な唯一の業者ため （日本赤十字社会計規則第36条第3 項）	
3	社屋補修工事 数量：1式 （島根県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年2月3日	松江土建株式会社 （島根県松江市学園南2丁目 3番5号）	1,155,600円	鳥取中部地震の被害による社屋の修 繕は緊急を要することから、島根県 赤十字血液センターの施行業者であ り、当該施設の構造設備等を熟知し ているため （日本赤十字社会計規則第36条第3 項）	
4	ブロック塀の修繕 数量：1式 （島根県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年2月3日	松江土建株式会社 （島根県松江市学園南2丁目 3番5号）	1,026,000円	予定価格が250万円を超えない工事 又は製造であるため （日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第1項）	
5	高知県赤十字血液センター移 転地の地質調査及び工事 数量：1件 （高知県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年2月13日	株式会社内藤建築事務所 （京都府京都市左京区田中 大堰町182番地）	1,760,400円	予定価格が250万円を超えない工事 又は製造であるため （日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第1項）	